

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第13回全体会 議事録

日時：平成26年10月9日（木）14：00～16：00

場所：白山会館 大平明浄の間

○事務局（司会）

これより次第に従いまして議事に移らせて頂きます。議事(1)会長・副会長選出に移ります。初めに会長の選出ですが、会長は新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第2項により委員の互選により決定する事になっております。選出の方法は委員の皆様からのご推薦により行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。はい。皆様からご推薦がないようですので事務局より昨年度までの全体会でも会長を務めて頂きました山賀委員を推薦致します。山賀委員については平成22年度から会長を務めて頂き、これまでも自立支援協議会のまとめ役としてご尽力頂いております。皆様いかがでしょうか。

○委員多数

（拍手）

○事務局（司会）

ありがとうございました。皆様のご賛同によりまして会長は山賀委員に決定致しました。これからの議事につきましては新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項により山賀会長に議事進行をお渡し致しますので宜しくお願い致します。それでは恐れ入りますが、山賀会長は議長席へ移動して頂きそちらで一言ご挨拶を頂きたいと思っております。

○山賀会長

改めまして、この度会長を皆様のご承認のもと務めさせて頂く事になりました山賀です。どうぞ宜しくお願い申し上げます。今程ありましたように何期か務めさせて頂いて本当に自立支援協議会の皆様から色々な形でご提案したことが形になっているということは本当に私も心強く思っています。是非今後とも活発なご意見を頂いて新潟市の障がい者福祉の底上げをして行けたらいいなと思っておりますので、ご協力ご支援をお願いしたいと思います。それでは座って進めさせて頂きます。それでは、会長を私の方が務めさせて頂くわけですが、続いて副会長の選出を行わなければなりません。副会長は新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第4項により委員の内より私会長が指名する事となっております。私としては、昨年度まで務めて頂きました工房はたやの田中委員さんが適任かと思っておりますので引き続き田中委員さんに務めて頂きたく、指名させて頂きますが皆様宜しいでしょうか。

○委員多数  
(拍手)

○山賀会長

はい。ありがとうございます。では田中委員さん、是非宜しくお願い致します。それでは田中副会長さんから一言ご挨拶を頂きます。

○田中副会長

改めまして、副会長を引き続きまして仰せつかりました田中と申します。会長さんの足手まといにならないように務めさせて頂きたいと思っております。皆様にもご協力頂きたいと思っておりますので今後とも宜しくお願い致します。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。それでは早速ですが、議事に移らせて頂きたいと思っております。(2)の区の協議会成果についてより進めさせて頂きます。各区障がい者地域自立支援協議会の成果及び特徴的取り組み等について説明を頂きたいと思っております。全区で8区ありますので4区毎に区切りまして質疑等受けたいと思っております。それでは北区から順番にご報告をお願いします。

○北区健康福祉課障がい福祉係長

北区健康福祉課障がい福祉係の杉本と申します。宜しくお願い致します。恐縮ですが座らせてご報告させて頂きます。それでは資料の方をご覧になりながらお願い致します。北区障がい者地域自立支援協議会の今年度に入ってからの特徴的な取り組み・成果及び今後の計画についてご報告致します。まず、特徴的な取り組み・成果として3点ございます。まず第1に、見守りに対する強化ということで北区自立支援協議会緊急捜索名簿の運用開始です。障がい福祉サービス利用者が外出してそのままお亡くなりになってしまうという不幸なケースを通して、警察に対する捜索願いとは別に当協議会として発見を協力するものです。具体的には行方不明になられた家族の依頼・同意を受け委員の所属団体への行方不明者の情報をメールにより送信し対象者を気にとめてもらうというものです。所属団体の捜索を強要するものではなく、個人的情報を共有し、発見の可能性を広げる為のネットワークです。こちらの方は平成26年6月から運用致しました。第2に北区の地域課題の策定です。各委員の皆様から困難ケースを提出して頂き、平成26年・27年度で検討・検証する北区の地域の課題を、今年の8月に策定致しました。第3に、障がい者のニーズ調査としてのグループホーム利用のアンケート調査の実施です。障がい者の政策について検討する中で支援者の方々からグループホームが必要という意見がいくつかありましたので、当協議会で障がい当事者がどのくらいグループホームを希望しているのかというアン

ケートを平成26年9月に実施して現在回答の取りまとめ中です。次に、今後の計画について、また3点となりますがご報告させていただきます。第1に、北区の地域の課題で、今程申し上げたものの検討・検証です。当協議会として何か工夫出来る事がないかということで検討・検証する予定です。第2にですけれども、先程申し上げたグループホームアンケートの結果の検討・検証です。現在アンケートを取りまとめ中ですが、その内容で、現実を把握し当協議会として何か出来る事があるか協議して参りたいと思っております。第3に、制度間の継続支援の強化として介護保険制度の研修会の開催です。障がい者が高齢になられ、障がい福祉サービスから円滑に介護保健サービスに移行するにあたって介護保健制度の研修会を企画・実施し、介護保険制度のガイドブックを提供する予定です。開催は平成27年2月上旬を検討しております。以上で、北区障がい者地域自立支援協議会の26年度の計画についてご報告をさせていただきました。宜しくお願い致します。

○山賀会長

はい。ありがとうございます。東区さん続いてお願いします。

○東区健康福祉課障がい福祉係長

はい、それでは東区の健康福祉課障がい福祉係の宮尾と申します。宜しく申し上げます。それでは、座って報告させて頂きたいと思えます。東区の障がい者地域自立支援協議会ですが、26年度から委員が半数交代しました。それで、自立支援協議会の仕組みを説明し今年度は各委員から困難ケースを上げてもらいまして、問題点を分類し、どの問題点を重点に検討していくかを話し合いました。その結果として今後の計画という事になりますけれども、児童について保育園、小学校、中学校、高等学校、卒業といった場面が変わる度に支援方法や対応者が変わってきており、その度毎に上手く引き継ぎが出来ていないという事で苦勞している現状が明らかになりました。そこで、江南区が行っている小・中学校の教員を対象とした障がい福祉サービスについての研修会などを参考に、東区の健康福祉課子ども支援係や教育支援センターなどと連携を図りながら障がい部門ではない方々から障がいに対する理解を深めていきたいと計画しています。今後の取り組み成果の方になりますけれども、また今までは年4回の協議会以外ですが事務局会議として協議会長と副会長、委託相談事業所、ケースワーカーと障がい福祉係で協議会の内容を検討していましたが、委員の中からせつかく集まったので、検討するのであれば、一般の委員も出来るだけ参加したいというふうな意見がありましたので、今年からは事務局会議の方も毎回参加してもらおうというふうな格好で広げる考えでしております。以上で東区の報告を終わります。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。続いて中央区さんお願いします。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

中央区健康福祉課障がい福祉係の鳴海と申します。中央区について説明させていただきます。座らせて頂きます。まず中央区の特徴的取り組みと成果について報告致します。1番のシートには書いてございませんが、今年度の自立支援協議会の委員改正の時期でしたので中央区では委員を3名増員致しました。その内訳と致しましては、区内にある特別支援学校新潟大学附属特別支援学校と新潟県立聾学校からは既に委員となっておりましたが、新潟県立はまぐみ特別支援学校から委員の選出がなかった為、今年度より進路相談により連携が出来るように委員となって頂きました。また医療との連携を高める為、新潟市民病院のケースワーカーに、さらに現場の意見を取り入れたいという事で居宅介護事業所からも委員として加わって頂きました。新たに3名の方に委員になって頂く事により、中央区における自立支援協議会の体制の充実の強化が図られたものと考えております。また中央区では昨年度まで運営事務局会議を開催していませんでしたが、今年度から運営事務局定期的会議を開催し、相談支援事業所の意見をより重視した自立支援協議会を目指しています。シートをご覧ください。実際に開催される自立支援協議会においては、困難事例の検討から課題の抽出を行い、市の自立支援協議会に問題提起することを目指しています。8月の自立支援協議会では、以前から問題として取り上げていた移動支援について検討を行い移動支援制度の見直しを報告会にて要望致しました。そのほかには、見学会と研修会を実施しております。見学会は9月10日にI型地域活動支援センターふらっと及びIII型地域活動支援センタースペースを見学致しました。また、研修会は昨日10月8日に開催。新潟保護観察所と新潟県地域生活定着支援センターの職員を講師としてお招きし、「保護観察所と地域生活定着支援センターの業務について」と題して研修会を開催し、研修会終了後は引き続き触法行為のある方のケースについて保護観察所、地域生活定着支援センター職員計5名を含む参加者全員で検討を行いました。次に今後の計画についてです。中央区では困難事例の検討から課題の抽出を行い、市の自立支援協議会に問題の提起を行っていますが、11月の協議会では触法行為のある障がい者の支援をテーマに、2月の協議会では視覚障がい者の代筆代読についてをテーマに開催を予定しています。課題を整理した上、新潟市自立支援協議会報告会で要望報告を行う予定です。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。続いて江南区お願いします。

○江南区健康福祉課障がい福祉係長

江南区健康福祉課障がい福祉係の笹谷と申します。宜しくお願いします。では、座って説明させていただきます。江南区の特徴的な取り組みとしましては、1つ目が障がい者施設の見学会を開催しています。今年度で4回目となります。施設を見る機会が意外とないという事もあり、多くの方から参加を頂いております。今年度は18名の参加がありました。

毎年2・3か所見学させて頂いております。今年度3ヶ所見学させて頂きました。1ヶ所目はあおぞらポコレーションで就労継続支援A型・B型の施設になります。2ヶ所目は5月に新しく開設した地域活動支援センター日だまりです。視覚障がい者中心の地域活動支援センターです。3ヶ所目は新潟県障害者リハビリテーションセンターで身体障がい者の機能訓練の施設です。今回で江南区内の障害者支援施設は、一巡してしまいましたけれども、協議会の委員が交代したり、新たな施設が出来たりもしますので、今後も続けていきたいと考えております。2つ目は江南区の障がい児支援についてです。昨年は江南区内小中学校、江南高等特別支援学校に呼び掛けまして特別支援学級や適応支援担当の先生を中心に障がい福祉サービスや制度などを知って頂く為にセミナーを開催しました。13校24名の方から参加頂きました。「初めて福祉制度の話を聞いて良かった」、「意見交換会では同じ境遇の悩みを持っている人を知る事が出来た」などというアンケート結果を頂いております。今年はセミナー検討会のメンバーであった亀田中学校の先生より、特別支援共有研究協議会が江南区と秋葉区の特別支援学級の先生を対象に、昨年私どもが開催したセミナーと同様な研修を開催するという事で講師の依頼があり、昨年講師を務めた協議会のメンバーが参加しております。今後の計画としましては、障がい児の支援という点でおきましては、学校の先生方だけでなく保護者の方にも対象を広げていく事を考えていきたいと思っております。後もう1つとしましては、放課後等デイサービスの利用について入学して申請すればすぐに利用出来ると思っていたのに、手続き等ですぐ使えないと知る保護者が多いと聞いておりますので、入学前に周知する方法などを検討していきたいと考えております。以上江南区の報告と致します。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。初めに申し上げたように4区ずつと言う事ですので、これより質問がありましたらご意見含めてですが、是非ご発言頂きたいんですが、新しい委員の方もいらっしゃいますので是非積極的にご発言頂ければと思います。挙手をして頂ければ、マイクがそちらの方に行きますのでいかがでしょうか。それぞれ特徴的な取り組みをしておりますし、また各区の会長さんも興味深くご覧になってるんじゃないかと思っておりますので、その辺も含めてご意見でもご感想でも結構ですので、お手を挙げて頂ければと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

#### ○長谷川委員

長谷川です。江南区のところで一応小・中学校の教員対象に、障がい福祉のサービスに対するセミナーを開催と書いてあるんですけど、自分自身も中学校から高校に行く時に中学の先生が手帳を貰う事を一応進めてくれて、それで奨学金が受けられて、それを返さなくていいような事も教えてもらってすごく助かったんですね。だからこういうのを家族も教員のセミナーも活発にやって頂きたいと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。ただいま江南区の取り組みについてご意見頂きました。他にいかがでしょうか。あまりご遠慮なさらないように。全体会ですので。はい、ありがとうございます。角田さんお願いします。

○角田委員

北区のグループホーム利用のアンケートの調査、これから検討及び検証と言う事なんです。どんなアンケート内容かっていう事をご紹介して頂きたいなと思うんですけども。

○北区健康福祉課障がい福祉係長

アンケート項目は、ご本人の年齢・性別・障がい種別・現在どこに住んでいるか・収入源・現在どんなサービスを利用しているか・今現在困っているのはどういう事なのか・5年後・10年後・15年後・20年後・30年後どこで暮らしたいですか、あとグループホームってどんな所か知っていますかというような内容です。内容としてはこのような内容になりますが宜しいでしょうか。

○角田委員

対象はどういった形で配布をされたんでしょうか。

○北区健康福祉課障がい福祉係長

対象は障がいサービスを使っている方が対象ということで、こちらの方だと総数で、700から800人ぐらいを対象としております。

○角田委員

ありがとうございます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい。小林委員。

○小林委員

太陽の村の小林です。中央区さんにお聞きしたいと思うんですけど、移動支援制度の見直しについて検討と書いてありまして、それから運営事務局会議の方にも記載がありますが、その内容について教えて頂ければと思います。

○山賀会長

はい、今のところはどちらが説明されますか。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

中央区の方からです。移動支援制度の見直しについては以前にも何か行われたという事は報告にありますけれども、今回、肢体不自由の人の場合、新潟市の場合の制度は四肢障がい、両上肢両下肢に障がいがないと受けられないという制度になっている点については厳しいのではないかという事、それからあと新潟市のルールとして通学通所の支援は週3回までというルールにはなっているんですが、このルールの「やむを得ない」という部分については定義が曖昧になっているのではないか、など色々な意見が出されてそういったことについてもう1回改めて制度の検討を見直して欲しいということで要望したものでございます。よろしかったでしょうか。

○小林委員

ありがとうございました。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますか。はい、村山さん。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査

秋葉区役所の村山といいます。後ほどまた運営事務局会議の報告のところで今の移動支援の課題についてはお話をする予定でしたが、関連しますので先にこの部分だけご報告致します。座って説明致します。お手元の資料で新潟市障がい者地域自立支援協議会運営事務局会議議事内容報告をご覧頂きたいと思うのですが、資料の番号でいうところの2番になります。

○山賀会長

資料2になりますのでご確認下さい。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査

はい、まず運営事務局会議につきましては各区の協議会で上がってくる検討課題とか報告事項等について、メンバーは別紙にございますが、そちらの委員によって協議をなされ、必要に応じて各区にまたコメントを付けてお返ししたりですとか、場合によっては障がい福祉課の方へ検討をお願いするような事をしている会議でございます。その中で、今ほど中央区の方から上がってきた課題と致しまして、移動支援事業の制度の見直しというのがございました。こちらについては9月の運営事務局会議で意見交換をしたところですが、具体的には今お話にあった通り移動支援事業そのものの対象者それから実際の支給量もしく

は使い方等について一定の基準のもとで運用はしているのですが、現状難しいケースもあるというようなご意見も頂いていますし、またこちらについては、以前こちらにある通り平成21年度頃の新潟市自立支援協議会で設置されていた移動支援部会から最終報告を頂いた上で現在の運用があるというふうにお聞きしていますので、もう少し幅広く現状情報を集める必要があるというところが運営事務局会議での話の中身でした。これにつきましては、今年度まだ各区協議会開催が残っておりますので、それを運営事務局会議の方から各区の協議会の方をお願いを致しまして、移動支援の運用現状について情報を集めてもう1度話し合いたいということで意見が出ております。以上です。

○山賀会長

はい、小林委員さん宜しいですか。

○小林委員

はい、北区の自立支援協議会でも移動の話は非常に何回も出ていまして、あと私自身も以前移動支援部会にいたもので非常に興味あるんですけども、もう1回制度を見直ししてもいいかなと思っていますので、ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございました。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。また総括的に全体でご意見ご質問頂きますので後半の部分に移りたいと思います。それでは秋葉区お願い致します。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長

秋葉区健康福祉課障がい福祉係の岡村と申します。宜しくお願いします。座って説明させていただきます。それでは秋葉区の取り組みを報告させていただきます。1つ目でございますが、区作り事業の推進と就労支援でございます。福祉施設に通所する障がい者の方々に区役所内で事務作業訓練の場を提供するとともに、区役所以外の公共施設・民間事業所に出向いて職場実習を行い障がい者雇用に対する理解と障がい者の就労意欲の向上に努めております。協議会におきましても、情報共有、事業の検証や評価方法等の意見を頂きながら一定の成果を得ているところです。2つ目でございます。重度心身障がい児4ケースの支援でございます。平成22年より4つのケースの現状確認、課題といったところを毎回協議会に報告をしまして意見を頂き教育、医療、福祉サイドで寄り添いながら継続的な相談支援を行っております。他にもテーマ別の検討や情報提供などを行っております。続きまして今後の取り組みでございますが、就労支援の推進でございます。引き続き実習受け入れ先の開拓、障がい者就労への理解を深めていきたいと考えております。次に重症心身障がい児ケースの寄り添い支援でございます。現状やライフステージの変化に伴う課題を共有し



支援に繋げていきたいと考えております。続いて基幹型相談支援センター秋葉が開設しましたが、江南区・南区を含めたセンターとの連携を図っていきたいと思っております。他にも随時ケースの検討、課題の抽出また3月に開催された全体会での西蒲区さんの取り組み報告をお伺いして秋葉区でも必要だと思ったのですが、居宅介護事業所・ヘルパー事業所との情報交換会を行い支援現場の情報共有課題整理適切な支援について検討したいと考えております。最後に引き続き計画相談支援の推進を行っていきます。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。続いて南区お願いします。

○南区役所健康福祉課の障がい福祉係長

南区役所健康福祉課の障がい福祉係の袖山と申します。宜しく申し上げます。では座って説明をさせていただきます。南区の特徴的な取り組みとしては、昨年度より継続的に実施しております障がいのある方のライフステージにおける社会資源である関係基幹の関わりについて勉強会を開催しました。今回は西蒲高等特別支援学校の進路指導教師と新潟市ひきこもり相談支援センターの指導責任者を講師に招いて高等特別支援学校の就労に向けた関わりとひきこもり者に対する支援体制について説明を受けました。高等特別支援学校では、生徒が希望する進路先へ進めるように毎週水曜日に就業生活等の学習で座学や実際の仕事場で取り組んでいる事や、2年生と3年生を対象に職場実習として学校を離れて企業で福祉サービス事業所など実際の現場での学習活動の取り組みについて説明がありました。また、引きこもり相談支援センターでは、引きこもりの相談は家族や親戚からの相談が多い事や20代は家族からの相談と40代ではご本人からの相談が多い傾向にある事、また、前者は大学を卒業後に就職、社会の壁にぶつかり相談されるケースが多い事、後者は40代までに何とかしたいというような気持ちで相談されるケースが多いなどの説明がありました。今年度は南区自立支援協議会の委員の改選で半数の委員さんが交代された事もあり、関係機関の支援体制の情報共有とそれぞれの課題の認識にも繋がりました。今後の計画としては、処遇困難なケース及び南区の地域課題について情報を共有し支援策並びに具体的な解決策などについて検討して参ります。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。西区お願い致します。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長

西区の健康福祉課障がい福祉係の榎本と申します。宜しくお願い致します。では座って説明致します。西区におきましても、今年度委員の改選という事でそれぞれのお立場の交代であったり、あと新たな分野として本全体会の委員にもなられています久住委員を始め、

難病支援や地域包括であるとか、地域の障がい者の活動団体の代表者など、西区も関係者が多いものですから、委員を増やしてスタートしたところでもあります。今までの取り組みとしましては、書いてあります通り基本的にはケースの検討を中心に行ってきたところであり、主なものとして2点書いてありますが、1つは幼少の頃から家族との生活がない、施設を転々としている方の今後の支援ということで、かなり困難なケースですが、個別のケース会議から全体会を通して今後の支援の方向性を検討してきたところです。まだ決まっていないので、引き続きこれについては検討していくことになっています。もう1つ、大きな取り組みについては、10月1日から西区の方にも基幹型相談支援センターが設置されるということで、設置に向けて情報の共有を図りながら、どうすればスムーズに連携が取れるかとか、周知をどうすればいいかということについてご意見を伺ってきたところです。これからの取り組みとしては、進路調整会議の開催という事で、西蒲区の方では既に取り組みをされていますが、卒業を控えた生徒の支援に繋げる事だけでなく、その卒業前の段階からも相談支援事業所を含めた関係者でその子どもさんの情報を共有する事によって、スムーズな支援・連携が取れるという為の進路調整会議を後半に向けては開催していく予定であります。以上になります。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。最後になります。西蒲区お願いします。

#### ○西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係長

西蒲区健康福祉課障がい福祉係の細井と申します。宜しくお願いします。では座って説明させていただきます。西蒲区についてご説明致します。区の特徴的取り組みということで記載の4つの事業を引き続き実施しています。これらは区の自立支援協議会の年間スケジュールに組み込んで実施しているものです。1つ目の西蒲区進路調整会議は区の協議会が始まる前に1時間程時間を設けまして開催しています。参加メンバーは西蒲区内の障がいサービス指定施設とそれから市内の特別支援学校にお声掛けして参加して頂いています。施設の方は今年から地域活動支援センターⅢ型の2つの施設を加えて7施設です。それから学校の方は市内の特別支援学校が1校増えて、燕市の1校と合わせて6校が参加しています。それから巻地域保健福祉センターも参加しています。ここでは主に西蒲区在住の特別支援学校の卒業予定者の進路希望の状況や施設の方からは施設の空き状況、その対応などの情報交換や意見交換を行っています。またその他、市の特別支援学校の進路検討部会の進捗状況などの情報提供も行っています。次に障がい当事者・団体・相談員意見交換会は年2回開催しています。参加者は西蒲区内の障がい者団体3団体それから障がい者の相談員6人それから障がい者の手話サークルであるとか、パソコンのサークルの方々、それから巻地域保健福祉センターから参加して頂いています。それぞれが抱える問題点や課題などを情報交換して課題に向けての意見交換を行っています。次にヘルパー事業所との情報

交換会は、西蒲区内のヘルパー事業所3箇所と巻地域保健福祉センターも参加して毎月開催しています。サービスなどで関わっている障がい者・障がい児の状況とか関わりのある問題点を出して頂いてそこで検討しています。その中で解決が難しい事例については後日個別支援会議を開いて対応しています。最後に障がい児保護者向け説明会です。これは夏休み前の6月末に開催しました。西蒲区在住の児童・生徒が通っている特別支援学校、それから区内の特別支援学級の保護者や教員を対象にお声掛けしています。行政の方からは障がい福祉サービスの説明を行い、区内の7つのサービス指定事業所からはそれぞれの施設の紹介をして頂きました。4つの事業はいずれも好評で参加者の方々からはこれからも続けて欲しいとの要望もあります。今後も内容を発展させながら継続していく予定です。その他、ほかの区の報告も参考にしながら地域の課題を自立支援協議会で検討していきたいと考えています。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。それでは後半部分についてご質問ご意見がありましたら挙手をお願いします。はい、熊倉委員さんお願いします。今マイクがいきます。

○熊倉委員

南区さんの取り組みで、引きこもり者に対する支援体制というのがございました。障がいのある人で、福祉サービス等無縁で地域で孤立して生活されている人が犯罪の被害者・加害者になったりする例があるということを最近良く聞くような気がします。この問題の関連で、市全体でどういう人がどの程度の人数いらっしゃるのかということと、この引きこもり支援センターさんが具体的に支援の対象とされている方々の数、その方々はどういう事情で引きこもりの状態に至ったのでしょうか、その事情ごとの推定母数という情報があれば、教えて頂きたいと思います。

○山賀会長

ただいまの質問は、引きこもり支援センターに関連した情報・データという事ですが今事務局の方にも無いでしょうかね。

○こころの健康センター室長

こころの健康センターの治と申します。想定していなかったため、資料を持って来てはいないんですけども、引きこもり相談支援センターの方で対象としている方の人数でしょうか。

○熊倉委員

私としては、障がいのある方で差別を受け、孤立していたりする人の中で、犯罪の被害

者・加害者であったりするようなケースがあるのだとしたら、他人事ではなくたいへん悲しく思います。センターの支援対象とする方っていうのが、障がい者なのか、その事情が障がいとどういう関係にあったのか、あるいは、障がいの有無に関わらない事情があるのかなど、引きこもりに至る要因をどのように捉えておいでになるのかについて、知りたいと思います。そして、センターさんは、引きこもりの状態で困っている人1人ひとりに対し支援を届けていく、地域福祉のネットワークと繋げていくという、そう簡単にはいかないこの課題に取り組んでおられるのではないかと察し、ありがたく思っております。ついでには、引きこもりの状態に至っている人全体の数、推定母数を知りたいと思います。

#### ○こころの健康センター室長

記憶している範囲でお答えしますが、推計値というものは一応ございます。それは後ほどもし必要であれば資料をお持ちいたします。あとは、引きこもりというのは基本的にはそういう状態の方なので、いろんな背景とか理由があると言われていています。例えば発達障がいの方で、外に出られないでいる。あるいは統合失調で、あるいはほかの理由で外に出られない方がいるとか、その方その方によって、みな背景が異なる、という風に記憶しています。何らかの理由で引きこもって外に出られない状態が半年以上続いている状態を、引きこもりと解釈すると言われてはいますが、実際に把握するのは難しいですね。これから市のほうで実態の調査をしていくことになっております。推定値そのものは資料としてはございます。今詳しいことはお答えできませんが、ご了承ください。ありがとうございました。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。今ほどのご質問は、障がいを持っている方がどの程度いるのかとかいうこと、市内でそういう対処したあと、相談内容とか支援内容についてのご質問だったかと思います。また機会がありましたら、是非自立支援協議会の方に情報提供いただければと思います。事務局の方もぜひよろしく願いいたします。他にございますでしょうか。はい、それではお手が上がらないようです。(2)番の協議会の成果報告については、以上で終わらせていただきます。(3)番、運営委員会会議からの報告となります。それでは運営事務局より報告をお願いします。

#### ○秋葉区健康福祉課障がい福祉係主査

はい、先程に続きまして村山と申しますがよろしく申し上げます。資料の2、運営事務局会議議事概要報告を今1度行いたいと思います。今年度4回会議が行われまして議事の概要についてご報告いたします。先程の移動支援の事業見直しについては、各区の協議会ところでご報告したところですので、それ以外について、2つのテーマについて意見交換を行って来ました。まず1つが計画相談支援いわゆるサービスの利用計画の導入促進にかか

る課題ということで毎回意見交換を行っています。こちらについては、報酬の面ですとか課題は多岐に渡るんですけれども、1つは人材というところで仮に人材が集まったとしてもその育成等かなり時間がかかるというようなご意見を頂いています。そういった部分で計画を立てる利用者さんとまた10月にオープンした基幹型相談支援センターがうまく連携することで、主導的な役割を市がバックアップすることで相談の比率なり数を増やしていけるのではないかとというような意見が出ています。また、現場の方からは、人員不足ということもありまして、1人の相談員さんが抱えるケースの数が増えていると、計画の質を担保することが困難になる可能性があるということでジレンマがあるというような報告があります。中々、対策として抜本的なものがないのですが、例えばモニタリングにつきましては原則半年に1回ですとか、年に1回あるかと思いますが、そういったモニタリングの回数について柔軟に対応することで、ここでの議論では、モニタリングの回数を減らすということよりは、もう少し密にすることで報酬の増につなげるというような意見もありました。ただ、そうすると必然的にお1人の方が抱える相談件数は減るのかなと、その兼ね合いもありまして、いずれにしてもまだ分析が不十分ということでこの3年の経過途中の中で状況を見守る必要があるという話になりました。さらに、その導入促進については、国の報酬改定等を見据えながら、現状焼け石に水なこともあります。介護保険ケアマネージャーさんの協力を得たり、またはセルフプランというような手法を取り入れたりすることで、促進を図れるんじゃないかというふうに思っております。そういった部分で基幹相談支援センターの方でも助言ですとか、仕分け等がなされると進むのではないかと意見となっています。以上が、相談支援の導入促進にかかわる意見交換の内容です。

続いて、強度行動障がい児者の支援ということで、こちらについては昨年度の協議会全体会でもこのテーマについてはワーキンググループを設けてそこでの議論が必要ということで報告がなされています。今年度運営事務局会議では、ワーキンググループで検討していただく内容について意見交換を行いました。資料にある通り、適切な支援はどういったものか、もしくはそういった支援を行う人材育成の方法等についてワーキンググループでも検討が必要ではないかというような意見でした。それから他の政令市の施策等も比較検討した中で、こういった手法等研修を受ける機会なりがあるところなんです。実際にその学んだ支援方法を実践する場というのが中々ないのではないかと指摘も頂いて、そういったバランスをとるという意見でした。8月については、ワーキンググループの構成メンバー等について意見交換がなされています。はい、運営事務局会議からの報告については以上でございます。

#### ○事務局（障がい福祉課長）

障がい福祉課の方から補足説明させていただきます。今ほどありました強度行動障がい児者の支援につきましては、運営事務局会議で揉んでいただいた内容を受けまして、何とか予算化に繋げていきたいということで、庁内の各課と調整を行っているところです。具

体的には、都道府県単位で行われます強度障害支援者養成研修を、新潟県が、時期はまだ未定ですが今年度中に必ずやるということになっております。そこに、市としては受講料等の補助を行い、市内の事業者から積極的に受講してもらうような仕組みづくりをしたいと考えております。まずこれが1点目です。

2点目ですが、今ほどの研修は座学、講義という形になるのですが、7月の運営事務局会議での検討の中にもありました通り、支援実践の場ということで、実際に経験を積んでもらうということも大事だろうということで、強度行動障がい児者の支援経験が豊富な事業所を研修会場としてお借りし、実際の支援の現場で支援方法を体験学習できるような研修ができないかと検討しています。補足させていただきました。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。それではただいまの報告についてご質問ご意見がありましたら是非挙手をお願い致します。はい、角田委員さんお願いします。

#### ○角田委員

強度行動障がいのことで教えて頂きたいことがあります。ついこの前、ユーカリの会という親の会の代表の方と会長さんが当法人の方に見えまして、強度行動障がいを対象とした「重度自閉症児者親の会」を4、5人のお母さまたちで作られたというご報告をいただきました。お話を聞いてますと、その強度行動障がいを基本にされているんですが、実際、新潟市の中で「強度行動障がいがある」という判定を頂いた方が「児」と「者」を合わせて26人くらいしかいないというお話だったんですね。そこで、「強度行動障がいである」と判定する何か基準があるのかということと、行動援護を頂くための判定ってありますね、それとの関連性を知りたいというのと、実際に私どもの会で自閉症の大きくなった子どもたちで、だんだん行動障がい等が増幅してきて、かなり決まった、例えば親でなければ対応できないっていう家庭でさえも、行動援護を取れるかということで区の方に行った時に「他害が無いので取れない」、その方はてんかんを持っていて自傷行為で、髪の毛もほとんど抜いてしまっているんですけども、それでも点数が足りないという判定をもらっていて、しかも障害区分認定が「3」であるということで、実際の生活場面で、親だからどうしても分かり過ぎていてケアが行き届いてしまう、これが第三者に委ねられる時には、どれだけのケアが必要であるかっていうところをジャッジできるものがないんだなあということを感じておりますので、強度行動障がいというのは一体どういうところを、また判定するときに親の聴き取りだけに頼っていいんだらうか、というのも含めてとても注目しているので、何かわかることがあればお話を伺いたいと思います。

#### ○山賀会長

事務局お願いできますでしょうか。今のご質問は、強度行動障がいの定義ですよ。ど

ういうものを強度行動障がいと捉えているのかということと、行動援護との絡みの中での判定基準の違いがあるのかないのかということだと思います。

○事務局（障がい福祉課長）

はい、まず26人という数字につきましては、各区の現在困難ケースとして検討している件数がいくつあるかという調査による件数が26件という数字になります。行動援護の方は行動援護の方で基準があって、何点以上という基準がありますので、それとは別に現在市内で本当に困っているケースがいくつあるかという数字が26ということです。その調査の聴き取りの部分についてはまた担当の方から説明させていただきます。

○事務局（障がい福祉課介護給付係長）

今ほどの説明ですが、25年度末に区の方に、ケースワーカーさん等の判断で困難だというようなところであげていただいたのが今申し上げた通り26人だということ。それから、強度行動障がいの定義というのは定められているわけではありませんが、一般的に言われてるところは、例えば他害、自傷、異物を口にするとかというのが、一般的な定義としていただいております。行動援護の支給の要件といたしましては、区分の3で自己判断能力が制限されている知的障がいの方、精神障がいの方だということです。ケースワーカーの方で、サービスを支給決定するにあたって調査をし、支援区分を出すのですが、その時に親御さんあるいはご本人様にお会いし、そこで実際の行動に対しての点数をつけ、区分を出させていただいております。それに基づいての支給決定という流れになっております。

○角田委員

それはそうなんですが、実際には親というフィルターを通してのお伝えの仕方となるんですよね。これが、当事者が通っている作業所、事業所で対応している職員さんたちの方が、より本当の実態としてわかっているのではないかと。やはりその区分が3とか2とか4とか5とか6とか、後から見て、どうして区分が3であろうかと思われる場合も多々あるわけですよね。例えばトイレを出た後に、必ず見守りというか、床を汚していないかとか、洋服の着方についてもちょっと身だしなみだとか。そういったところにあえて配慮が必要であろうという方、その区分判定が出る時にIQというのはあまり関係が無いようで、例えばその方であればIQの数値が出ない、その方がどうして、そのQOLのところ、こういう軽い判定が出てしまうのであろうかという思い、そして、実態としては自傷行為など、家庭の中での見えにくいものをどうやって拾っていくんだらうかってことはやっぱり感じてはいたんですが、たまたま自分の家の子もはこれだけ大変なんですよということまで言ってきた人だけが、26のケースとして上がって来る。しかし、言わない人たちもいるんですね。だからさきほどの言った方と一緒にですね。家にいるからカウントできない、

本当に困っているのは埋もれていて、そこをどうやって拾って行けるんだろうか、限界があるとは思いますが、少なくとも「行動障がい」と言われる人たちは、何らかの福祉のサービスを受けていますので、そこでもう少し客観的な判定がなされて、みんなが納得できるような支援の仕組みが作られて行ったらなと思いますものですから、今後またこちらの行動障がいの方の支援の検討も期待しております。よろしく申し上げます。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。今、各施設に強度行動障がいのアンケートが回ってるようなんですが、それについてこの場で説明等あればいかがでしょうか。

#### ○事務局（障がい福祉課介護給付係長）

それでは、今ほどの会長のお話について説明させていただきます。今般、この強度行動障がいについて課長からも申し上げましたように、実地研修ということで検討しております。その中でアンケートを施設の方に出させていただいたところがございます。研修の実施について、こんな中身にしてもらいたいとか、そういうところで事業者さんの方にはアンケート調査をさせていただいて、それを回収したうえで実地研修を検討していく資料になるかなということで事業者さんの皆様方にはお願いをしております。

#### ○山賀会長

はい、これは施設の方からの情報収集ということですので、全てのご家庭にということではないんですがそういうところでも新潟市より現場のニーズをいま把握しようとしているということですので、併せて補足をさせていただければと思います。はい、他にございませんでしょうか。はい、小林委員お願いします。

#### ○小林委員

申し訳ありません。私も強度行動障がいに関しまして補足というか、今角田委員からあった行動援護の基準と強度行動障がいのどうなっているのかという話なんですが、私も強度行動障がいの基準の話はよく他の方に聞かれるんですけども、歴史的には、強度行動障害特別処遇事業というものがあって、20年くらい前でしょうか、この時は今の行動援護のスケールに近い形で20点以上だったんですね。非常にレアな人しか対象にならない計算になっていまして、その当時の事を知る方は当然これが行動障がいを認定する点数でした。それが自立支援法になって、重度障害者等包括支援、これが15点になって下がっているんですね。さらに、また最近になって入所施設でやっている重度障害者支援体制加算ですか、これになると今度は行動援護のスケールをそのままを使って今度は10点以上になりました。区分3の方もこの加算がつくと区分6並みのお金がつきます。よって、国の基準では、この10点が基準となり、そもそもその特別処遇加算が重度障害者等包括支



援になり重度障害者支援体制加算になって、解消しましたよというのが国が言っていると思うのですね。なのではじめに比べれば、だいぶ緩やかになっています。行動援護の基準そのものが、名前はおどろおどろしいのですが、強度行動障がい基準としては、まあそれが今の限界かなあと私は思っています。それだと施設の人員が相当増えすぎるってところもあるんですけど、かといって、現場からすれば多いわけではない。まあそんなものかなと私はちょっとそういう風に解釈をしております。またその辺りさらに新潟市さんに調べて頂ければなど。以上です。ありがとうございました。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。そういう尺度というものがあるのではないかというご発言を頂きました。ありがとうございました。他にございますでしょうか。はい、無いようですので次の議題に移りたいと思います。議事(4)番、特別支援学校の進路検討部会の報告に移ります。特別支援学校の進路検討部会のこれまでの実施状況について佐藤部会長さんより説明を頂きます。

#### ○佐藤部会長

はい、進路検討部会部会長をしております佐藤と申します。報告させていただきます。座らせていただきます。資料3をご覧ください。今年度は、進路検討部会を8月に1回開催しております。部の会員は25年度と変更はございません。次、平成26年度通所施設利用スケジュールという結果報告を見て頂ければと思います。今年度の特別支援学校卒業生の状況についてお伝えしたいと思います。今年度卒業する生徒さんたちの通所施設利用に関わるスケジュールは平成25年度と同様に進められております。就労継続支援B型の事業所を希望する生徒さんは学校の実習期間中に就労移行支援事業所でアセスメント実習を行ってアセスメント判定をして頂いております。その結果をもとに、今年度1月、毎年行われるんですけども、通所調整会議によって卒業後行ける事業所が決定するという流れになっております。生活介護の利用希望者につきましても、現在障害支援区分にかかる聴き取り調査ですとか、審査会での認定待ちを行っております。就労継続B型同様今年度の1月に調整会議によって事業所が決定することになっております。昨年度につきましては、前回の全体会でもご報告させていただいたんですけども76名の方が第1希望の施設を利用することとなっております。次の項目に移りまして、平成27年度以降についてご説明させていただきたいと思います。今年度は昨年来検討してまいりました暫定支給決定によるアセスメント実習の可能性について再議論しております。卒業生のB型事業所の利用までの流れは、みなさま御存じのとおりと思うんですけども、簡単におさらいさせていただきます。平成24年度までは、学校を卒業し、希望すれば卒業後すぐにB型の事業所を利用することができておりました。しかし、国の方では就労希望する者に出来る限り一般就労できるような支援を行うということとして制度変更を行っております。これによ

って、平成24年度以降実際には経過措置が取られておりまして、平成26年度末までになっておりますけれども、特別支援学校の卒業生であっても特別待遇ではなく、障がい福祉サービスの正式な利用の流れを踏んで就労移行支援事業所からB型の事業所の利用が妥当であるというようにされない、B型事業所を利用できないというふうにされています。その正式な利用の流れが暫定支給決定と呼ばれるものであって、就労移行支援事業所が行う評価がアセスメントということになっております。特別支援学校の進路検討部会、私たちは、従来のように直接B型の事業所を利用できないことを課題として検討して来ました。これは新潟市に限ったことではなく、全国各自治体も対応方法を検討している状況であります。直接B型を利用するところの問題につきまして、部会でも平成24年度の検討で就労移行支援事業所を学校の実習の一環として利用させていただいて、そこで就労移行支援事業所にアセスメント評価をしていただいて、その結果を基にB型事業所の利用に繋げるというふうな新潟市の独自のスタイルを進路検討部会では、考えさせていただいております。この方法は学校にとっても、移行事業者にとっても、いろんな課題をクリア出来る方法で、昨年度・今年度もB型の事業所を利用するスケジュールをこのような形で組んでおります。しかし、県内の他の市町村では正式な暫定支給決定によるアセスメントを行って、B型事業所利用に繋げていること、又、県から、現在の新潟市の方法を疑問視されているという点から、再度今年度暫定支給決定によるアセスメント実習が可能なのかというところを再度検討することにしておりまして、8月にその検討の部分始めております。3枚目に移りまして、「検討」というところをまた見ていただきたいと思います。18歳を迎えていない、特別支援学校に在籍している方は3年生でも誕生日を迎えてられない方が大勢いらっしゃる中で、障がい児である生徒さんたちが、大人のサービスを使うためには、児童相談所で18歳未満の児童を18歳以上の者とみなす「者みなし」という決定の手続きをしてもらう必要があります。この進路検討部会でも、平成24年の検討時に者みなしをするとそれをした以降、児童の方が使ってられる放課後等デイサービスの利用が出来なくなってしまうと、つまり卒業までの期間そういう今まで使われてきたサービスが全く使えなくなるということで、児童のままであれば卒業まで使えるということでしたけれども、国からの発言を受けて暫定支給決定によるアセスメントをあきらめた経緯があります。しかし、今年度に入って者みなしをしても、引き続き放課後等デイサービスを利用している他の市があるということで、また進路検討部会の方の新潟市の事務局の方から県に確認したところ、放課後等デイに関する課題がクリアできる可能性が出て来ております。しかし、まだ昨年までの経緯もありますので、国に確認をしているというところですが、特別支援学校の進路検討部会では、者みなしをしても放課後等デイサービスが利用できるものとして今回検討を進めております。まず、再度B型の利用までのスケジュールの見直しをしました。生徒さんと3年生の6月・7月で春の実習をすることになっていますが、その前に暫定支給決定をする、つまり児童から者になる「者みなし」ですね。区役所への申請ですとか、サービス等利用計画サービスを使うにあたって、サービス等利用計画

を作りますので、その手続きを全部終わらせる必要があるということになってきます。その結果、いろんな関係機関においてさまざまな課題が上がってきております。そして、課題というところですね、まず児童相談所のところで者みなしの手続きというところなんですけれども、保護者の方や児童の方の面談が必要になってきます。その者みなしを行うときに、その結果が得られるまでに非常に時間がかかるというところ、またその6月の実習に合わせるためには2年生のところから動かなければいけないというところの計算になってきてまして、卒業生はほとんど18歳の誕生日前ですので、卒業生はほぼ全員が者みなしが必要になってくるというのが想定できるのではないかと、またそのやらなければ行けない人数的なものも児童相談所の方で対応できるのかどうかというところが大きな問題なのかなということで、児童相談所のところはそういう課題があるというところなんです。次に区役所というところなんですけれども、暫定支給決定の時に聴き取り調査というところで、他の制度とか今使ってる方のサービスの更新ですとか、また区役所の方も人異動なんかがありまして、ケースワーカーや障がい福祉係の方、手薄の時期とかぶったり、そのほかスムーズな事務が可能なのかということも課題かなというところであっております。次に移行支援事業というところがありますけれども、これまで実習によるアセスメント等は支給決定されないで、ボランティアというところで移行事業所さんに一生懸命がんばっていただいております。今後、暫定支給決定がされるようになれば、移行支援事業所には報酬という形で発生してくると、けど一方で、卒業生も1事業所の利用者になれますので、また今度移行事業所の方で、定員の超過というところに引っかかってくるのではないかと課題が出て来ております。次に、計画相談事業所というところなんですけれども、先程もお話させていただいた通りサービスを使うにはサービス等利用計画が必要になってきますので、そのためのアセスメントやその申請、B型の利用の申請、あとサービス等利用計画を作成しますので、計2回相談支援事業所はサービス等利用計画の作成が必要になって来て、業務が倍増してくるような状況が課題なんじゃないかというところなんです。新潟市の計画作成の状況なんですけど、できるだけ事業所の負担を減らす方法を検討しなければいけないんじゃないかというところで、例えばセルフプランの活用ですとかを話にあげておりますが、またさらなる検討を進路検討部会の中でしていく必要があるのではないかと部会の中で話をしております。「今後」というところなんですけれども、今年度残り半年というところなんですけど、現在の課題を確認をしながら暫定支給・アセスメントの可能性の答えを出して行けるようになるのがいいかなと思いますし、卒業生にかかる生徒なんかは毎年遠慮しておりますので、関係者それぞれが負担感を把握して、事務が円滑になるようなところも重点を置きながらどういうふうにしたら皆さんがこうスムーズにできるのかって、引き続き部会の中でも検討して行ければと思っております。報告は以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。この辺については、継続的にやって行ってる就労継続支援B型の対応なんですけれども、今ほど佐藤部長からお話があったように、いくつか国の方針とすり合わせると新潟方式ではやはりちょっと問題があるという指摘を受けて、新潟方式の見直しをやらなきゃいけないと、その際の課題としてはお手元にあるような今4点あがっていますよというご報告でした。みなさんの中でご質問・ご意見がありましたらお願いします。特に無いようですので、今後の進路検討部会の動向をみなさんから見守っていただくということでもよろしいでしょうか。はい、田中委員お願いします。

#### ○田中委員

今の特別支援学校の進路検討部会の問題点、新潟方式ではうまくないという形をいただきましたけれども、同じような課題っていうのはきっと新潟市だけではなくって全国から回って来てるんだと思うので、新潟の自立支援協議会の中だけのやりかた云々なことだけでこの課題が消化できるのかどうか、国がやり方についてってことであれば、乱暴な言い方かもしれませんが、国はどういう風に基準を示してくるのかっていうところを、ダメだダメだとばかり言わないで、なかなか自立支援協議会の中だけでの課題としては出来るところと出来ないところがあるんでしょうけれども、ちょっと大きいのかなというふうに感じました。

#### ○山賀会長

はい。国の方の意向と市の方のプランと、その辺の摺り合わせをどういうふうにするのかなあというところでの市の考えでしょうかね。何か事務局の方でコメントありましたら。

#### ○事務局（障がい福祉課介護給付係長）

それでは、今ほどの件で新潟市も困っている、あるいは他の都市も、というようなお話もあったと思いますが、神戸市の方から今般、この問題について調査が入りました。調査が来て、私どもはこんな状況だという回答をしておりますので、いずれは他都市の状況も分かって来るのかなと思いますので、おそらく同じような共通の問題があるのかなあと思像はされますが、それを受けてなお今ほどの課題等も含めて検討させていただきたいと思っています。

#### ○山賀会長

はい。よろしいでしょうか。いずれにしても、他県とかそういうところの状況も踏まえて検討してみたらいかがかという委員さんのご発言、意見だったと思いますのでよろしくお願いします。他にございますでしょうか。はい、それでは無いようですので進路検討部会の報告は以上で終わりたいと思います。続きまして、議事の(5)新潟市障がい者基幹型相

談支援センターについて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（障がい福祉課介護給付係長）

それでは新潟市障がい者基幹型相談支援センター、資料4でございますがご説明をさせていただきますと思います。時間がおしておりますので、資料を基に説明をさせていただきますと思います。既にご案内の通り、新潟市の障がい者基幹型相談支援センターがこの26年の10月1日に無事スタートをさせていただきました。中身でございますが、基幹型相談支援センターの設置状況でございます。名称につきましては基幹型相談支援センターというところまでは共通ですが、そこに東、秋葉、西、中央ということをつけてございます。設置場所については、東は東区役所の1階部分、秋葉は秋葉区役所の2階部分、西は西区役所の3階、それから中央は総合福祉会館の1階というところで業務を行っています。相談の受付時間でございますが基本的に区役所で設置をいたしました東、秋葉、西に関しては区役所の開庁時間と同じ開設時間になっています。中央に関しましては他の3か所と違っておまして、総合福祉会館内での相談設置時間ということになっております。具体的には、曜日に関しては火曜日から土曜日、それから時間に関しては8時30分から17時15分までというような開設時間となっております。担当エリアに関しましては、東が北・東区、秋葉が江南・秋葉・南区を担当エリア、それから西は西・西蒲区、それから中央が中央区を主な担当エリアとさせていただいておりますが、当然のことながら基幹型相談支援センターに相談があれば、どこの基幹型相談支援センターにご連絡をいただいても相談は受け付けますという体制になってございます。それから2番でございますが相談の対応というところでございます。(1)の利用者、市内在住の障がいのある方やご家族の方のことでございます。それから、(2)といたしましては相談方法、これは来所の相談ですとか電話ですとかFAX等による相談で、当然必要に応じてご自宅の方に訪問させていただいて相談業務をするという対応を取っております。それから、(3)の相談内容でございますが、いわゆる基本相談と言われる部分でございますけれども、それをこの10月から対応させていただいております。方法といたしましては、①から⑤番までの主な内容について相談業務をいたしております。それから3ページに行きまして、3番目でございます。運営体制・相談員数についてですが、これもご覧いただいて、私どもが委託の相談事業所に委託をして相談業務を行っていたところですが、それを改めて10月から4か所に集約をさせていただいて基幹型相談支援センターを開設したということで、運営体制・相談員数はご覧のとおりになっています。それと、1か所だけ耳慣れない言葉といたしましては、今回の基幹型相談支援センター複数法人からなってコンソーシアム方式で運営をしているということでございます。複数の法人が4か所に集まっていただいて基幹型相談支援センターを開設したわけでございますが、その複数の法人の組織の仕方がいわゆる公共事業で言う、事業体と言いますか、それを英語で直しますとコンソーシアムと呼んでおります。事業体ということで業務は各法人の相談専門員にやっておりますが、

その身分に関しては元々の委託の法人の身分のままという方式をとって運営をしています。続きまして4番目でございます。本年の10月から来年の3月までは、基幹型相談支援センターということで運営をさせていただきまして、来年の4月からは「型」というのを取らせていただいて、基幹相談支援センターという名称に変わります。基幹相談支援センターというものは記載のとおりでございますが、今現在行われている基本相談、それに加えて来年4月から(2)から(5)までの業務を行っていただきたいと考えています。(2)から(4)までに関しては地域生活支援事業の実施要綱、国の資料でございますが、これをベースに事業を行っていただき、(5)につきましては、今私どもの方で検討している「障がいのある人もない人も1人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例」、その条例の中で相談機関を設けるという位置づけでございますので、それについての相談業務もこの基幹相談支援センターで出来ないかというところで検討をしています。最後になりますが5番、基幹相談支援センターにおける課題ということで2点あげさせていただきました。今現在開始したばかりですので、基幹型相談支援センターの現場の課題としてはまだ集約されないところがありますが、私どもの方でこういうことが想定されるだろうという課題をあげさせていただきました。(1)番としましては重症心身障がい・強度行動障がいの困難ケース増加への対応、障がい種別を問わない具体的な支援ということで相談を行うために適切な相談員の配置が必要です。それから相談者の問題・課題を整理し、必要な専門相談機関へとつなげる支援を行っていくうえで、相談員の専門性の確保、それから相談員の資格要件の検討も必要になってくると考えております。それから2番目でございますが、精神保健福祉法の改正に伴って、地域移行・地域定着促進が重要な課題になっておりますので、相談支援のコーディネーター機能強化、それから地域の相談事業所や福祉サービス事業所等の質の向上を支援するため基幹相談支援センター内の人材育成あるいはスーパーバイズ機能が必要になってくようと考えております。簡単でございますが以上でございます。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。みなさんのお手元にある名簿の委託事業者のところ、既に10月から基幹に所属していらっしゃる方がいるということで、先ほどの報告にありましたように、それぞれ基幹の方に所属している相談支援専門員の方がいらっしゃるとうふうにご理解いただければと思います。はい、ここまでで皆さんの方からご質問ご意見ありますでしょうか。特に、基幹の方から各区の自己紹介とは言いませんが、お名前とかご紹介した方がよろしいでしょうか。よろしいですか。はい。坂井委員すいません。

#### ○坂井委員

今言われたように10月1日から基幹型センターとして運営をされているわけですがけれども、実情は始まった日から非常に相談を受けている実態があるというように聞いておりますので、少しその辺の様子を各区からコメントしていただけたらと思うんですが。

○山賀会長

今ご提案ありましたけれども、事務局の方はよろしいですか。はい、ではもしでしたらこんなふうに今スタートしましたということで、お1人かお2人かご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○基幹型相談支援センター東・渡邊相談員

新潟市障がい者基幹型相談支援センター東の相談員渡邊と申します。10月1日から開所しております。場所は東区役所内です。開所以前から継続して相談を受けていた方は、各相談員で継続して対応しております。ただ、今回東区役所の中に入ったことで同じ建物内にある東区保護課や、東区社協さんから、新規に相談をいただいたというケースがあり、始まって数日間ですが、今後相談の件数が増えて行くのかなと思う状況で相談業務にあたっております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。それでは新しいところで秋葉区さんいかがでしょうか。今回3区まとまっております。

○基幹型相談支援センター秋葉・佐藤相談員

基幹型支援センター秋葉の佐藤です。3区というところで秋葉区役所の中でやらせていただいています。1日から市報見たという方でご相談に来られた方も実際にいらっしゃいますし、東と同じように秋葉区の児童の方とかのお話をいただいたり、計画相談の振り分けなんていうところもお話いただいたりしてるようになってます。あと何点か課題としては、秋葉区役所の中というところもあるんですけども、南区と江南区とどういうふうに連携を取っていくかこれからの課題かなというところですよ。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。せっかくですので、西区からも合わせてお願いしてよろしいでしょうか。

○基幹型相談支援センター西・竹田相談員

お世話になっております。西の方は、西区の自立生活福祉会の「すてっぷルーム」さん、それから西蒲区の新潟みずほ福祉会の「わぁ〜らく」さん、そして、新潟しなの福祉会の「ふらっと」からそれぞれ1人ということでの3人が、西区役所の3階に常駐しております。私たちの方はやはり西区役所の中にあるということで各区のケースワーカーさん、保健師さん、各機関との連携体制というものが非常に強化されて、

初日から下の方の1階の障がい福祉係から紹介されて上がってくる新規の相談者さんがいらっしゃるいましたし、精神科の方で地域移行に関わるところの結構困難なケースの相談ということも入って、もちろん同行訪問でカンファレンスまで行ってるようなケースもあります。そんな形で、精神保健福祉法の改正法が動き出して、地域移行・地域定着との絡みもありましてその辺のところに基幹型がどう絡んで行くのかということ、それから地域移行・地域定着の一般相談を行う事業者が中々少ないという状況の中でそこをどうフォローアップして行くのかということ、いろいろな課題が見えてきているんですけども、いずれにしても、今まで1つの法人だけでの事業所形態とか、1人相談体制でやってましたけれども、複数の、それぞれの得意分野・背景の違う法人が集まるということで、複合的にパワーアップしてるというのはものすごく感じてるところです。今までやはり見えてなかった部分が、すごく見えてきて、西区はこんな難しいケースを抱えていたんだなあということが見えてきて、これから非常に頑張って行かなくてはと思っている状況です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。時間がおしてる中、皆さんから一言いただきました。ご容赦いただければと思います。みなさんからいただくと、これから期待されるなあというふうに皆さん印象持ったのではないかと思います。ありがとうございます。それでは続いて6番、「第3次障がい者計画、第4期障がい福祉計画」について事務局よりご説明をお願いします。

#### ○事務局（障がい福祉課管理係長）

障がい福祉課管理係の石川と申します。失礼ながらこのまま座らせていただきながら説明したいと思います。資料は5の方になります。「第3次新潟市障がい者計画と第4期新潟市障がい福祉計画」について概要として少し説明いたします。障がい者計画は障がい者施策の基本的方向を定めるもので、福祉分野以外を含む幅広い内容を定めるものとなっております。また、障がい福祉計画は施設からの地域移行者数などの数値目標と障がい福祉サービスなどのサービス見込み量を定めたものになります。現在の第2次新潟市障がい者計画と第3期障がい福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの計画期間となっておりますので今年度新しい計画を作成することとなっております。資料の5の方、1番の方にはその計画の位置付け等書いてありますがこちらは読んで頂くという事で、中程2番に計画期間ということで記載があります。今回作成する障がい者計画は、同時に作成する障がい福祉計画、これは3年と決められているんですがこれと連動する計画となりますし、一方で長期的な目標を掲げることも必要と考えられることから、今回は6年間としております。障がい者計画の基本的な考え方でございますけれども、昨年に定められました国の障がい者基本計画やニーズ調査等を踏まえる事になりますけれども、現在の第2次の計画の基本理念等は継続するものと基本的には考えて策定となります。ページ数はないんですが、2ペ



ージ目と3ページ目になってるところについてはお読みいただくということにさせていただきまして、一番最後のページの方ですね、第4期新潟市障がい福祉計画と記載があります。障がい福祉計画につきましては、国より示された基本指針に基づいて作成する事になりまして、障がい福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標、具体的には先ほどもちょっと出たんですが施設入所者の地域生活の移行などの目標数や障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みなどを策定する事になります。今年度の1年間をかけまして、新潟市障がい者施策審議会でその2つの計画を作成していきますが、障がい者総合支援法には障がい福祉計画を定めるにあたり、変更する場合とかでもあらかじめ自立支援協議会の意見を聞くように努めるとあり、この計画もそのままできましたらご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問がある方は挙手をお願いいたします。はい、角田委員お願いします。

○角田委員

これからアンケートを取っていただくということで一番気になるのが、「主に手帳所持者から抽出」ということなんですが、発達障がいであるとか難病の方であるとか。国や県からも障がいの種別での統計を取る、実態を取るための数字の調査があるんですけども、その時に手帳優先のため診断は「広汎性発達障がい」だけれども、結果的に療育手帳か精神障がい者福祉手帳を取れてしまっている結果、発達障がいのカウントできないというのが、いつもいつもあることでなんですね。ぜひこのアンケートを実施する時に、何らかの形で、例えば知的障がいがあっても自閉症の診断があれば、それは発達の重複で持つということなので、うまい仕組みをそこに作っていただいて、新たに「発達障がい」で診断をもらっている人たちが見えるようなアンケートを期待したいなと思っているので、よろしくお願い致します。

○事務局（障がい福祉課管理係長）

実は、私が資料の方から説明しないで省いて申し訳なかったんですが、アンケート実施自体8月12日から8月26日の間で実施したというところで、JOINの実支援人員が26名と3月末現在から無作為に抽出させていただいて、基本その母数からの対象者1割ってことで選出させていただいたと、で、難病につきましても特定疾患の医療受給者証とか26年3月末からこちらの方も無作為に抽出した形となっております。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。その辺も考慮してアンケート調査をしており、完了しておりますということでしたのでご確認をいただければと思います。他にございますでしょうか。はい、それでここで予定していた時間4時になってしまったのですが、あと10分ほど延長させていただいて最後まで議事の方を進めたいと思いますが大丈夫でしょうか。はい、それでは、あと10分ほどでなんとか終わりたいと思います。(7)「障がいのある人もない人も1人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例」検討会について事務局よりご説明をお願い致します。

#### ○事務局（障がい福祉課長）

はい、検討会の資料の前に、少し背景をここでご説明させていただきたいと思いますが、平成18年国連において障害者の権利に関する条約が採択されまして日本におきましてもこの条約の基準に向けてこれまでの障害者虐待防止法や障害者差別解消法をはじめいろいろな法律改正を行い、今年2月19日から効力を生じております。おそらくこういう状況を受けまして、各自治体におきましてもそれぞれの自治体独自の条例を作ろうという動きが活発になっております。平成19年の千葉県の条例を皮切りに、現在12の自治体が独自の条例を制定していると、新潟市におきましてもいろいろ議会の質問ですとか施策審議会での提言等を受けまして、資料の方の1番ですね、設置は4月になっておりますが第1回検討会を昨年6月から開始しております。

検討会につきましては20人の委員の方、学識経験者、福祉関係者、当事者の方などにいらっしゃって月1回第3木曜日の夜を基本として会議を開催しております。検討会にあたりましては、事前に差別事例を募集しまして91通167例をいただきました。それらを1つ1つ丁寧に分析しながらどうあるべきかと、事前に防止するためにはどうするべきか、また事後おきてしまったらどうするべきかということを検討いただいて、4月に中間取りまとめというものがまとまりました。これが一定の条例の中身として織り込んだものがまとまりましたので、それを受けまして、2の意見交換がですが6月・7月各区それから団体向けに、計9回説明会を行いました。そこには延べ442人の方から参加していただき、かなり多くのご意見をいただきました。裏面の方に行きまして、意見交換会で出された方の意見ですが今の案では罰則を設けないということになってるんですけど、車いすの方から「思いやり駐車場に停められたことが無い」と、罰則を設けないということが解消されないのではないかというご意見があったり、ここには書いてございませんが、同じ会場で、罰金とか罰則で差別が無くなっても心のつながりがなければそれは条例の趣旨に合わないのではないかというようなご意見もいただいております。それから、周知啓発が非常に重要だというようなご意見ですとか、27年に制定しようというのはちょっと乱暴なのではないかとかいうご意見、それから5つ目の合理的配慮についての禁止、この部分が非常に大きい部分なんですけど、いわゆる差別として2種類、差別的な対応をすることと合理的配慮をしない、逆にしないことが差別になるような例ですね、1つ例をあ

げますと、問合せ先として電話番号が載ってるということがあれば、それは聴覚障がい者にとすると電話しか問い合わせ方法が無いと、それは合理的配慮の不提供にあたると、FAXなり他の方法を載せるべきだというのが、1つ例をあげると合理的配慮になるわけなんです。これは行政が義務規定になっていて民間の事業所が努力義務規定ということに、今の中間取りまとめではなっておるところですが、これについて努力義務だと民間ではなかなか対応してくれないのではないかと、そもそも合理的配慮の提供の条件として、過度な負担とならない場合という条件が付いてるうえに努力義務ということではなかなか進まないというご意見をかなりいただきました。ちなみに国の法律の方では努力義務になっているということです。そして、これらを実は再開し、9月18日に第11回検討会を開催しまして、これらの出された意見全てについてこれから議論をしていくという段階でございます。

それで最後の今後のスケジュールでございますが、私どもはこの条例を制定するのに議会の審査を受けなければなりませんので、当初の予定ではその位置取りを目標に進めて来ましたが、今年度の2月議会を目標に進めて来たんですが、それをするためには次の10月16日の(1)ですね、第12回の検討会である程度議論が終わらないと進まないような状況になっております。となりますと、2月議会に間に合わなければ次の議会が6月議会になりますので、その2のほうの動きになるのかなというふうに思っております。その2となった場合におきましては、(1)から順番にパブリックコメント等を含めまして6月議会の最終日に条例施行ということになるかと思えます。ここでは、差別禁止ですとか施行すぐ出来る部分は7月に施行しつつ、周知期間を設けまして相談機関の整備ですとか、そういうことを行って28年の4月1日に、これは国の法律の施行日と同じ日になるんですが、こういうスケジュールになるかという動きになっております。そして、この今回の意見交換会で延べ442人の方から参加していただき、たくさんのご意見をいただいたわけですが、やはり見ていますと何らかの障がい当事者かもしくは障がい関係者が多く、一般の市民の方っていうのは中々人数が少なかったというふうに感じています。この条例につきましては施行した後、いかに多くの市民の方から理解して実行していただくかが非常に大事ですので、制定のスケジュールもそうなんですが制定というものの周知啓発というのも力を入れてかなければならないというふうに考えております。現在まだ審議中ではございますが中間報告ということで検討会の状況を説明させていただきました。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。時間がおしっているのでご質問がもしありましたら、お一方だけでもと思いますが大丈夫でしょうか。では最後の議事になります。みつばち企業認定制度について事務局お願いいたします。

#### ○事務局（障がい福祉課就労支援係長）

はい、就労支援係の吉岡と申します。よろしくお願いたします。座って失礼いたします。私からは新潟市障がい者雇用企業認定事業、通称「みつばち企業認定制度」と呼ばれておりますが、こちらについて説明させていただきます。これは障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業を認定して、その取組内容を広く知ってもらうことで市民や企業の方にそういった部分に対して理解を深めてもらい、障がい者雇用を推進しようということで実施しているものです。今月の10月1日から制度を開始しまして、今週には第1号の企業を認定したところです。このみつばちという名称の由来につきましては、資料の2番に記載されてあります。そちらをご覧ください。またこの認定にあたりましては資料の裏面(2)をご覧ください。認定にあたりまして3つの基準を設けておりまして、まず障がい者への理解、障がい者雇用の積極性、雇用の継続維持、ということで基準を設け、この基準を達成した数に応じてみつばちのシールを企業に配布します。この2枚目の資料のチラシが募集用のチラシになるんですけど、そのチラシの中ほどにあります六角形のミツバチが書かれているものがそのシールになります。このミツバチのイラストは福祉施設の障がい者の方に書いていただいたものです。このシールを配布しまして、認定を受けた企業にはこのようなプレートをお配りするんですけども、2,000円頂いてプレートを購入していただくんですけど、このプレートに六角形のシールを貼ってもらって、これを店頭とかそういう目立つところに展示していただくことで、この企業の取り組みを広く市民の方に知ってもらおうという内容になっております。また認定した企業につきましては、市のホームページですとか冊子などで広く市民の方に広報していきますし、その事が企業さんのイメージアップにつながるということでメリットとなって行くのかなというふうに考えています。今現在2社の企業を認定しておりまして、1社がウオエイの金巻店さん、この制度は店舗ごとですとか支店ごとに認定をしていきます。ウオエイの金巻店さんと、清掃等をしています株式会社かがやきさんが認定を受けております。今年度中に100社の認定を目指しておりますので、是非こういった企業から、皆様方からも購入とかしていただければなと思っております。それから、資料はないのですが、障がい者雇用に関連してもう1つご報告いたします。ご承知の方も多いかと思いますが、新潟市では今年農業分野で国家戦略特区に指定を受けました。これによって、農地での農家レストランの開設要件ですとか、農業生産法人の役員要件が緩和されることになりました。今後、農業生産法人の6次産業化の推進ですとか、企業の進出、それから植物工場の設置などが期待されているわけなんですけど、これまであまり農業分野は障がい者雇用に進展していなかったわけですけど、この特区指定が絶好の機会になるんじゃないかと今考えております。ここで就労支援係の方でも、平成27年度の予算要求に向けて、農業分野での障がい者の雇用ですとか、施設外就労なんかも含めていろいろ事業を考えているところです。私からは以上になります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。ご質問ありますでしょうか。特にお声がないようですので、以上で8までの議事が終わりましたが、皆さんの中でこの機会に周知広報したい内容や連絡事項がありましたらぜひお手を挙げて頂ければと思います。いかがでしょうか。はい、それでは特にお声が無いようですので、議事の方は以上で終了させていただきます。若干時間が延びてしまいましたが大変申し訳ありません。議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

○事務局（司会）

山賀会長には長時間に渡りまして進行をお疲れさまでした。また委員の皆様、関係者の皆様、大変お疲れさまでした。それから本日お預かりした駐車券ですが、会場出口でお渡ししますので忘れずに受け取ってからお帰りください。本日はありがとうございました。